

○国立大学法人筑波技術大学教育職員の就業に関する規程

〔平成17年10月3日〕
規程第56号

最終改正 平成27年12月16日規程第37号

国立大学法人筑波技術大学教育職員の就業に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学職員就業規則(平成17年規則第5号。以下「就業規則」という。)第3条第2項の規定に基づき、並びに就業規則を実施するため、教育職員の採用・懲戒等に関する事項を規定することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第2条第1号に規定する教育職員(以下「教員」という。)に適用する。

(採用及び昇任の方法)

第3条 教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、国立大学法人筑波技術大学教員選考基準規程(平成23年規程第3号)の規定に基づき、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、学長が行う。

(配置換及び出向)

第4条 教員は評議会の審査の結果によるものでなければ、その意に反して配置換又は出向を命ぜられることはない。

2 評議会は、前項の審査を行うに当たって、次の各号に掲げる手続きを経なければならない。

- (1) 審査を受ける者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付すること。
- (2) 審査を受ける者が前号の説明書を受領した後14日以内に請求した場合、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えること。
- (3) 必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができること。

3 前項に規定するもののほか、第1項の審査に関し必要な事項は、評議会の議を経て、学長が定める。

(休職の期間)

第5条 教員が心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職の期間については、個々の場合について、評議会の議に基づき学長が定める。

(降任及び解雇)

第6条 教員は、評議会の審査の結果によるものでなければ、その意に反して降任又は解雇されることはない。

2 前項の審査は、第4条第2項及び第3項の規定を準用する。

(任期付採用の範囲)

第7条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、評議会の議に基づき、任期を定めて当該各号に定める教員を雇用することができる。

- (1) 聴覚障害者及び視覚障害者の教育研究の活性化を図る必要があると学長が特に認める場合 教授，准教授，講師，助教及び助手
- (2) 外部競争的資金等により研究等の業務に従事させる必要がある場合 特任教授，特任准教授，特任助教，特任助手及び特任研究員
- (3) その他学長が必要であると認める場合

第8条 削除

(懲戒)

第9条 教員は、評議会の審査の結果によるのでなければ懲戒処分を受けることはない。

2 前項の審査は、第4条第2項及び第3項の規定を準用する。

(勤務成績の評定)

第10条 教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、評議会の議により学長が定める基準に基づき、その組織の長が行う。

(研修)

第11条 教員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

(研修の機会)

第12条 教員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、教育研究に支障のない限り、学長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教員は、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(兼業)

第13条 教員は、本務遂行に支障がないと認められる場合、教育研究活動に関する兼業を行うことができる。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、教育職員の就業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。